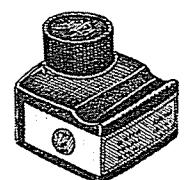


# 平和的生存権——その権利と責務

功刀達朗



## はじめに

今世紀最後の、そして今千年期最後の十年を迎えるに当たり、世界はあたかも混迷と秩序のはざまにさしかかつた感がある。

米ソ両陣営の核対立があつたが故に、戦後の冷戦期は稀にみる安定期であったが、流動化、多様化する世界においては、新たなる不安定要因が生じ、従来とは異質の紛争、抗争が世界を悩ます傾向がみえている。

一方、科学・技術とコミュニケーションの急速な進歩

を背景に、東西対立から融和へ、生活の実体的向上をとめ「脱イデオロギー」への動き、さらにまた「人間性の回復」などを求める一般民衆の広範なる意識のたかまでは、全体としては良い方向へむかうメガトレンド（巨勢）を強く支えている。

このような世界史的変容の大きなうねりの中で、第三世代の人権のうちでも最も基本的なものとされる平和的生存権の現代的意義を確認し、平和的生存権の主張にはいかなる責務がともなうかを考えてみたい。更にまた、わが国の平和主義実践をふりかえり、平和的生存権を普

遍的価値として唱導し、平和の構築と維持に寄与するためには、わが国はいかなる具体的貢献策をとるべきか若干の考察を加えてみたい。

## 一、ポスト冷戦期における平和と人権

戦争のタイプを国際戦と内戦に分けることは時に容易でないが、近年の傾向として内戦の頻度がふえている。米ソ軍事超大国の影響力の衰えを背景に、従来冷戦構造に抑え込まれていた民族主義や、宗教、文化、市民運動が自己主張を強め、複雑な紛争を生じる傾向は強まるであろう。また、ソ連、ユーゴーなどの民族国家、その他東欧諸国からの大量難民流出や、アジア・アフリカ各地における少数民族迫害、広範な人権蹂躪、長年の一党独裁に対する民主化運動、人口プレッシャーと資源枯渇に起因する大量の移民労働者や経済難民の流出なども抗争の原因となるであろう。

もう一つ顕著な趨勢としてあげられることは、主権国家を主要アクターとするパワー・ポリティクスの政治理と、国家の枠から離れた多国籍企業や、文化、宗教、

環境運動などを主要アクターとする相互依存の経済・社会原理は当分併存し、不安定な状況が続くということである。<sup>(1)</sup>

ふりかえってみれば、戦後間もなく国際社会が採択した国連憲章と世界人権宣言の下で、人類の経済社会生活の福祉向上、自由と人権は、各国の国内秩序の対象にとどまらず、国際秩序の目的任務として追求されてきたわけであるが、今日までに積み残された問題は何かを見極め、新時代のチャレンジに適応対処する必要がある。ことに、一九七〇年代のはじめ頃から、人類生存の進路に影をなげかけた資源、環境、軍拡競争等の地球規模の諸問題につき、その動態的構造や根源に戻って、第三世代の人権の将来的意義を追求することが重要であると考える。

一九七〇年代以来、身体の自由、思想の自由、言論の自由、参政権などの、いわゆる自由権的人権を「第一世代」の人権とし、労働権、社会保障権、教育権などを「第二世代」の人権として、さらにこれに「第三世代」の人権をつけ加える主張がみられるようになつた。ヴァサク

(Karel Vasak) は、第一世代の人権は、国家は個人の自由に一切干渉してはならないという消極的権利を意味し、これと対照的に第二世代の人権は、国家に対して積極的な保障を要求する権利であるが、これに加え国際社会は、連帯の権利 (*droit de solidarité*) である第三世代の人権に向って進まねばならないと主張し、具体的連帯の権利として、発展の権利、環境の権利、平和の権利、人類共同の遺産に関する権利などをあげている。<sup>(2)</sup>

右の四つの権利に更に、人民の自決権や、人間が尊厳ある生存と発展に必要なもの、すなわち食糧、住居、所得の公平配分などに関する権利を加えたり、人類の繁栄に対する権利、将来の世代の権利、などを加える主張もある。

第三世代の人権の考え方は、主として発展途上国によつて主張されて来たが、その歴史的背景としては、一九五〇年代に始まり六〇年代にピークを迎えた数多くの旧植民地の独立があり、また、イデオロギーの面について

は人民自決権、南北格差の是正、などを求める発展途上国の政治的主張と密接に関連している。一九五五年のバ

普遍的価値を持つ人権概念として定着させていくためには、第三世代人権の特徴と現代的意義を整理検討する必要がある。<sup>(3)</sup>

(1) 従来の人権がつねに、国家と個人との関係において人権をとらえていたのに対し、第三世代人権は個人的側面と、国家や人民全體などの集団的側面の双方を備えている。発展の権利、環境の権利などについて、目的達成のためには、集団とその構成員である個人の双方が、しかもべき権利を享有し、また同時にそれぞれが一定の責任を負つてているという考え方は正しい。しかし、人民自決権の主張においてしばしばみられたように、集団的権利実現の方がより重要であり、個人による権利の享有は従とされるのは方向を誤つたものといわざるを得ない。人民の自決権が、政治的のみならず経済的にも達成されることはあり得ることとは、まさに「滅私奉公」につながる危険がある。<sup>(4)</sup>

(2) 人民自決権のみならず、平和の権利、環境の権利、

ソンドン会議、一九六四年の第一回国連貿易開発会議 (UNCTAD)、一九六六年の国際人権規約の採択、一九七四年の国連特別総会による新国際経済秩序 (NIEO) 採択、などの際に第三世界の政府代表から出されたさまざまな主張は、従来先進諸国により主張された人権論に対するアンチテーゼのようにもみられた。なぜなら第三世界の国々は、自由権的人権や、社会権の人権が実現されるためには、植民地支配の残滓や軛を排除し、政治的、経済的自決権を保障することが必須の前提であると主張したからである。またこのことは現実の問題として、第三世界の多くの国が、独立後一党独裁制の下に、政治市民権や表現の自由などをしばしば侵害して来たことに対する批判をかわす策とも受け取められた。

## 二、第三世代人権の特徴と問題点

第三世代の人権の概念に対しては、それは単なる観念論にすぎない、人権軽視を正当化するための口実にすぎないなどの批判もある。また、新しい人権概念としては、未だ明確に統一されるには至っていない観もある。今後

発展の権利などについても、これらを先づ達成することが、第一、第二世代の人権実現の前提基礎であるとされているが、これには二つの問題点がある。第一に、普遍的価値として希求される人権の種類に優先度を附すことは適当でない。第二に、前提条件を重視するあまり、目的と手段の倒錯を起すおそれがある。<sup>(5)</sup>

(3) 従来、人権は個人がその保障を国家に義務づける権利であるとされて来たが、第三世代の人権については、その権利主体である国家、人民、個人のすべてが責務を負うとされている。すべての人権は、国際秩序の基礎の一部となるべき普遍的価値を持つものとして、その尊重と保障は、*Obligations erga omnes* (全てに對して負う責務) であるともされるが、第三世代の人権については、ことに権利の主張とともに、その実現のためには権利主体がお互いに協力する責務を負うこと、宣言文などに明記されることが多い。<sup>(6)</sup> また、集団的権利主体としては、国家のみならず、国際機構、国際社会全體が協力を推進する義務ありとされていることもある。

例としては、ユネスコ総会が一九六六年に採択した「国

際文化協力に関する宣言」、国連総会で一九六九年に採択された「社会の進歩と発展に関する宣言」、一九七三年の世界食糧会議で採択された「飢餓と栄養失調の撲滅に関する宣言」、一九七二年の国連人間環境会議が採択した「人間環境宣言」「一九八六年国連総会の採択した「発展の権利宣言」などがある。

(4) 第三世代人権が対象とする問題、すなわち発展、環境、平和、などは各国家の内部における努力も必要であるが、その性質上、努力をさらに広げて、国際社会全体の広い視野の中で初めてその実現がはかられるものである。

しかも、これらの権利は相互に連関しているので、人権侵害の根源にもどって、その構造的な障害に対処する「構造的アプローチ」が必要であるとされる。

この考え方は、一九七九年に発展の権利に関し、オルストン(Philip Alston)が示したものであるが、それに先がけ、一九七一年にガルトウング(Johan Galtung)が、積極的平和の確立のためには構造的暴力の解消が必要であるとしたのと一脈通ずるものであり、相互依存がます

ます深化拡大する今後の世界においては、まさに適切なるアプローチであると言えよう。

(5) 第三世代の人権の対象とするところが、未だ人権規約のような国際条約の下で法律上の権利、義務のかたちをとるに至っていないことを理由に、第三世代人権は單に努力義務的な政策目標にすぎないとの見方もある。しかし、世界人権宣言で第一、第二世代の人権が、普遍的原則と政策目標とされてから、それが規約となる迄には、十八年を要し、また、規約発効までにはさらに十年の年月を要したことは忘れてはならず、急速に変容する世界にあつては、第三世代人権の法典化は以外と早期に達成される可能性は十分にありえよう。一般に国際社会が広範なる合意と期待をもつて採択する宣言については、その形式よりは、それが一体いかなる効果を持ちうるかに注目すべきである。

### 三、平和的生存権の意味するところ

第三世代人権に共通の特質と現代的意義の概観をふまえ、第三世代人権のカテゴリーに属し、わが国にとつて

最も重要な意義をもつ平和的生存権について、その意味するところを多少ほりさげてみよう。

第一に、国家との関係における個人の生存権については、歴史的に、国家が戦争と軍隊を肯定する限り、国民の自由や人権の制限を余儀なくされる兵役義務は、最も神聖かつ名誉あるものとされ、その義務違反は時には死刑などの極刑をもつてきびしく処断されて来たことが指摘される。

一八四八年のフランス共和国憲法は第七条で、「市民は祖国を愛し、共和国に奉仕し、その生命を犠牲に捧げてこれを防衛し、その財産に応じて、国の負担に参加せねばならない」と規定している。類似の規定や兵役義務を定めた憲法は、第二次大戦後のユーゴスラヴィアの一九四六年の憲法、イタリアの一九四六年共和国憲法、一九五二年のルーマニア共和国憲法、一九五四年の中華人民共和国憲法など数多くある。

このように各国が兵役に関する憲法上の規定を維持している限り、国際レベルにおいて、平和に生きる権利を承認してその伸長をはかることには一つの限界がある。こ

とは否めない。しかし、一九七八年国連総会が採択した「平和に生きるために社会の準備に関する宣言」及び一九八四年に採択した「人民の平和への権利宣言」は、各國と国際機構が、国内と国際レベルの両次元において、人民の平和的生存権実現を支援する策をとることを強く呼びかけていることは意義深い。

第二に、人民の平和的生存権が戦争により脅かされ奪われることのないよう、いかなる試みがなされてきたか、そしてその背景にはいかなる思想が流れているのかを考えてみよう。

近世君主達が繰り返した恣意的で貪欲な戦争が、戦争を欲しない無辜の人民大衆の生命、財産、幸福を犠牲にしたことを見直し、エラスムス、ピトリア、グロチウス等は、君主の戦争権や行使手段を制限しようと努力した。その後、その思潮の流れを受けた英、米、仏における市民革命の成功により、君主権や國家権力を制限し、法の支配を通じて人権保障を確保する近代国家体制は生まれたと言われる。<sup>(9)</sup> 国内に民主主義は先進諸国では進展したが、一方、国際社会においては帝国主義戦争、植民地人

民の人権の抑圧は継続し、遂に二度に亘る世界大戦により大量の生命が失われるに至った。

世界大戦の結果、現代的兵器を用いる戦争は、十八、

十九世紀以来の自国防衛の公式をくつがえし、広範なる

全面的破壊は、人民の権利を防衛するための連帯協力への論理と実践の必要を認識せしめた。平和と人権が密接不可分の関連を持つことがかくも如実に自覚されたのは、まさに平和的生存権についてであり、「生存権とは戦争廃止を意味する」というコロラリーが生まれ、わが国を含む各国の憲法にも現実に組み込まれることとなつた。

現代諸外国憲法の平和条項を、深澤忠一の分け方にしたがつて列挙すれば次の通りとなる。<sup>(10)</sup>

(1) 侵略戦争放棄・主権制限型

(フランス、イタリア、独、ブラジル)

(2) 一九一八年のケロッゲ・ブリアン不戦条約の影響を受けたもの

(スペイン、フィリピン、ミャンマー)

(3) 永世中立型

(オーストリア、スイス、スウェーデン)  
(4) 非同盟・軍縮型

(コスタリカ、イスラエル、西サモア、ナウル、ザンビア、モーリシャス、リビテンシュタイン、マルディーヴ)

(5) 無軍備型

わが国憲法の平和条項は、他の憲法のいずれと比べてもより徹底した非武装・恒久平和主義と、より優れた立體的構造の規範性をもつてゐると言われている。憲法前文は「われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と明記しているが、これは全世界の人民の普遍的かつ平等の「平和的生存権」を尊重する責務を表明しているものと言えよう。

前文の平和主義は、第九条の戦争放棄と一体不可分であり、また同時に憲法第三章の基本的人権の保障と密接に関連し、目的においても手段においても国内的、国際

的次元にまたがつてゐる。そしてそれは、「日本国憲法の平和に徹した基本的人権の総体である」と言われるようになしい人権の実現を志向している。<sup>(11)</sup>

第一次大戦後起つた戦争の数は、何を基準に数えるかにより多少異なるが、一般に約一五〇とされており、戦死者の総数は約二千万人、そしてそのうち八〇%以上が非戦闘員、すなわち一般民衆であるといふ。わが国はこれらの戦争のいづれにも参加せず、武器輸出にも節度をまもつてきたことは誇るべきことと言えよう。

しかし、単に消極的に戦争に加わらず、いかなる戦争当事国の支援も行わないというだけでは、日本の pacifism は実は passivism に過ぎないものであるといふそしりを免れない。しかも、日本は一国平和主義の精神を貫くと言つて、実は国際紛争に巻き込まれずに、つねに一国繁栄主義をはかつて来たのではないかとさえ言われてゐる。

憲法前文に明記されている全世界人民の普遍的かつ平等の平和的生存権尊重と、第九条による戦争放棄・戦力及び交戦権の否認をその二つの根幹とするわが国の平和

主義は、冷戦後の世界ではますますその重要性を増すことは疑いをおかない。その理由としては、(1) 軍事中心の安全保障から政治中心の安全保障の時代に移行する、(2) 経済力、情報力がますます政治力化する時代にあつては、日本が安全保障に大きな役割を果たすこととが期待される、(3) 平和への貢献度は、軍事力や武器提供能力でなく、軍事力や武器を一切使わず、いかにして平和の構築に寄与するかが基準となる、などをあげることが出来る。

このような趨勢に鑑み、わが国は平和主義の国を持つ世界の国々、独、伊、スウェーデン、オーストリア、スイス、ブラジル等々と呼応して、新たなるグローバル・デザインを積極的平和主義外交により追求すべきではないか。

但しその場合、日本がニューリーダーの一員として出しゃばるのではなく、国連中心に、日本の貢献能力に鑑み、応分の役割を果たすことが大切であろう。例えれば、安全保障については、今後重要度が増すことが予想される。国連の平和維持活動（PKO）にヒト・モノ両面での参加・貢献を全面的に行うことことが望ましい。

またPKOを最も効果的なものとするように、国連を中心とする紛争防止外交に知的貢献を行い、これを通じて我が国の平和哲学を実践し、他国にも共同歩調を呼びかけて行くべきだ。

さらに大事なことは、他国民の平和的生存権の尊重は、ただ単に尊重して干渉しないというのでは充分でないと、いうことである。平和的生存が物的に困難であつたり、その安全が内外の状況から危殆に瀕する場合には、その国民による平和的生存のための自助努力に協力をを行うことが連帶の責務である。そして、平和的生存権が、他の人権にも密接に関連し、総合的かつ根源的人権の性格を持つ以上、連帶的協力は構造的アプローチたらざるを得ず、またそれが普遍的かつ平等であるためには、国連を中心に行われることが妥当である。

国連がこのような国際連帯協力のフレームワークとして充分に役立つことができるよう改進して行くことは急務である。その改進へのイニシアチブも含め、わが国がポスト冷戦期に、いかなる平和貢献策を推進して行くべきかを次に考えてみよう。

ば、日本はどういう貢献能力と資格があるか考えてみよう。歴史的、文化的にみると、自然との共生を求める東洋の生き方は、明日の世界の姿とも言える異文化間の多元的共生と一般民衆を究極的行動主体とする互助的ネットワークづくりにふさわしいものである。この点から言って日本の貢献には大いに期待がもてる。

また、日本が戦後とつてきた「混合経済」の良さや、日本式経営には、発展途上国のみならず先進国からも強い関心が寄せられている。<sup>(12)</sup> わが国が平和主義実践の誇るべき歴史を持ち、人的資源開発とテクノロジーの効率的利用などにより、「経済力」「情報力」と、その両者を賢明に使いこなす「知力」ともいうべきものの蓄積が大きいことも貢献資格の重要なポイントであると言える。

次に、具体的貢献として、いかなる分野に優先度を置き、いかなるストラテジーをもつて対処すべきか考えてみよう。

まず最も重要と考えられるのは、国際的公共財（international public good）とでもよぶべき分野である。

## 五、日本の平和貢献策

国際貢献の理念としては、「グローバル・デザインの一環」「相互依存運営」「連帯責任」「国際分業の原理」の四つが考えられる。

まず、平和の配当を創出する方向へ軍縮を導いたり、環境と開発の相互保管的進展をはかるためには、グローバル・デザインという座標軸を持ち、長期的展望からストラテジーを練ることが必要である。第一は、相互依存者が協力して運営を正しい方向にリードして行くことが望まれる。次に、資源、人口、環境、テクノロジー、南北問題などの「地球社会の危機」にかかる問題には、国益をベースにしたアプローチではなく、グローバル・マネージメントに連帯責任を果たすことが重要である。最後に、国際分業の原理に基づいて、各国が得意な分野について貢献すれば、国際的利益の総体は最大となるという点も強調したい。

それでは、日本はどういう分野が得意か、言い換えれ

「国際金融」「輸入マーケット」「テクノロジー」「環境」「安全保障」などに、米国とECと責任分担を明確にして貢献していく必要がある。

国際金融に関しては、従来ポンドやドルが果した役割を今後は、日本が米国、ECとともに分担して行かねばならない。輸入マーケットの提供は、「失われた十年」と言われる一九八〇年代はマイナス成長だったアフリカやラテンアメリカの途上国にとって死活にかかる問題と言える。テクノロジーの輸出については、ソフトウェアだけでなく、それを十分に使いこなせる運営・処理能力の伸長策を抱き合わせに提供する必要がある。

次に、安全保障については、単に軍事面でなく、世界のすべての人民の生存権のための、資源、環境、人口、開発、科学・技術、情報、コミュニケーション等の地球規模の問題につき広い意味での安全保障に対処することとが必須である。

国際社会が、今後これらの問題に、国連を中心に総合的に対処して行くに当たっては、日本の資力のみならず、経験、情報力、より一般にはソーシャル・エンジニアリ

ング（社会工学）の能力に多くを頼らざるを得ない形勢にある。

昨年ヒューストンで開かれた経済サミットの際に、わが国がアイディアとして提案した「地球再生計画」は、他議題の審議に重点がおかれ殆んど議論されなかつたことは残念であるが、今後わが国が率先して本格的に国際協力を推進する一つのよき例を示唆していた。

開発協力については、社会開発と技術移転に重点を置くことが望ましい。具体的には、教育、人的資源開発、保健、人口問題、女性の地位向上などに協力することである。一九八〇年代の発展の不成功については、発展途上国の間でも反省がある。しかし、日本その他援助国の人々た安易な「要請主義」や、世銀、国連開発計画、国連専門機関の政策上の誤まりと非効率性については、未だに充分な反省がみられていないことは大きな問題である。

今後は、多くの発展途上国については、従来の工業化、輸出セクター重視主義を排除し、人づくりや教育、女性の地位向上など、一般民衆の生存と福祉向上に直接つながる。

## 六、抜本的改造の時機を迎えた国連

国連は積極的に参加貢献する国イニシアチヴによつてその運営は改善される。憲章も時代の要請に応じて、ある程度までは彈力性をもつた解釈を行い、プラクティスを発展・進歩させることはある。極端な一例をあげれば、憲章に明示的規定のない平和維持活動（PKO）は、ハマーショールド事務総長の言葉をかりれば、憲章第六章（紛争の和平的解決）と第七章（平和の破壊及び侵略行為に関する行動）の中間にあら架空の「第六章半」によつている。

しかしながら、このような国連の運営上の進化にはおのずから限界がある。国連がもつて生まれた前提なり基本的性格そのものが、ポスト冷戦期の世界秩序の運営管理に中枢的役割を果たすべき国連の適応を阻む大きな制約要因となつているのであれば、抜本的改造が必要となる。いろいろな考え方もあるが、平和に対する構造的アプローチの見地から、抜本的改革のポイント三つをあげることとする。

がる民衆参加型の開発にしようと呼びかけ、率先して良き模範を示していくべきである。<sup>(13)</sup>

かつて日本が貧しかつた時、豊かになることが国民的ビジョンであり、それに道徳的使命感すら持っていた感がある。しかし、豊かになつてしまつた現在、日本は向かうべきビジョンを失い、いかなる価値をいかなる理念をもつて追求するかに關し倫理を持たないのかもしれない。このことは、貧しい他国の問題に対する関心の弱さにあらわれているし、ことに、人道援助に対する考え方型に如実にみられるところである。

人道援助は慈善ではなく、国際社会の責務と考え直すべきである。難民問題などは政治の失敗に起因する事態であり、難民自身に全く責任はないわけであり、難民に同情を示す心情的レベルを超えて、難民の「人間性回復」を前面に、政治的解決へどう道を開いていくか国際社会の責務として協力を展開することが肝要である。<sup>(14)</sup>

最後に、具体的貢献の一分野で、最も緊急に検討されねばならない問題である「国連平和協力」について若干触れたい。

第一、各國憲法と同様、「主権在民」を国連の基本原則とし、政府連合としての国連の本質そのものを変容させる。政府に加え、多国籍企業、NGOなども含めた公私の団体などすべての主要アクターの参加を結集する集團的パートナーシップ（共同体）とする。これにより、政府や、政府のコントロールを超える強力な多国籍企業が、市民・大衆の権利や利益を無視したり、あるいは、環境や麻薬などに関し、国際的連帶責任を怠ることのないよう、監視するメカニズムを育てることが可能となる。さらにまた、国内において人権を蹂躪したり、国際の平和を脅かす傾向を示す独裁政権に対し、手遅れにならないうちに、実効ある措置を講ずる道も開けよう。

第二、戦後の四十五年間の危機管理に失敗を繰り返し、責任を果たせなかつた「五大国」中心の安全保障理事会を全面的に廃止し、必要に応じ複数の安全保障理事会で置きかえる。相互依存の深化する世界における「安全保障」の概念を広義にかつ構造的にとらえ、一案としては(1)政治、軍事、軍縮、武器取引規制に関するもの、(2)人口、資源、環境と開発に関するもの、(3)科学・技術、コ

ミニュニケーション、文化、教育に関するもの、以上三つ  
の安保理を創設してはどうか。

それぞれの安保理は、問題解決に最も貢献する能力のある国や公私の団体、その他の主要アカーテーをメンバーとし、国連のみが集め得る中立かつ正確なデータに基づき、管理運営に当たる。安保理の決定を即時に実効あらしめるためには、その安保理が取扱う問題の審議、政策立案、決定に政府とともに多国籍企業やNGOも参画させ、発言と合意に責任をとらせる」とが最善の策である。

第三、「国連は従来のような紛争の事後処理から、未然防止、予防外交へとシフトすべきである。」ことにPKOにつき、「この点は重要であり、平和が崩れる前に武力を使わないで未然介入していく」とに未来像を求めるべきではないが、憲章第七章の下で、経済制裁を超える強制行動をとる常設国連軍が想定されているが、これはあくまで非軍事手段による紛争解決を求める国連の本来のあり方や、国連の中立性と整合しないものである。新たな国連憲章は、武力行使を禁止するだけでなく、武力行使を使わぬから放棄する真の平和憲章とすべきである。<sup>(15)</sup>

#### おわりに

わが国は戦後のいかなる戦争にも参加せず、少なくとも消極的には平和主義を実践して来た。  
湾岸戦争は、平和国家としての日本の生き方が厳しく問われる戦後最大の試練となつた。

平和的生存権とともにならぬ連帯の責務を果すべく、わが国が、国連を中心とする平和の構築と維持に、積極的貢献を行う」とはまさに時代の要請に沿うものである。平和への構造的アプローチに指導的役割を果たすための客観的能力と資格のある日本に対する期待は徐々に高まりつつある。内なる国際化の遅れをすみやかに解消し、応分の貢献を行うことが望まれる。

その貢献は、これから世界でますますその意義が高まる平和憲法に則つたものでなくてはならない。国連の平和維持活動(PKO)を強化し、軍縮の促進、平和研究、中立かつ正確なデータベース完備など平和構築への広範な努力を軌道に乗せるため、国連平和基金の創設、そしてそれに対する日本の拠出が望まれる。貢献は従来のよ

うに資金面に限らず、今後は、PKOへの人的貢献、国連の強化と抜本的改造へ向けての知的貢献も含む」とが必要である。日本は冷戦期の対米依存型思考から脱し、世界的視野に立つて、将来の世代を慮り、平和哲学路線を積極的かつ堂々と実践していくべきである。

#### 註

- (1) 一九九〇年代の国際社会の性格、相互依存と国家主権の問題については、藤井宏昭「相互依存の世界と日本の外交」【外交フォートラム】一九八九年五月号を参照。  
(2) Karel Vasak (gen. ed.) *The International Dimensions of Human Rights Vol. I.* UNESCO, 1982.

- (3) 川真田嘉寿子「人権としての発展の権利」宮崎繁樹編【現代人権の課題】(省堂)一九八八年。田畠茂一郎「人権問題の国際化の意味するもの」【国際法外交雑誌】八十八巻 一九九〇年。

- (4) Oscar Schachter *International Law in Theory and Practice, Hague Recueil*, Vol. 148 (1982-V), Chapt. XV.

- (5) 国連憲章に類似の問題があつ。国連憲章は、その第一条からも明らかのように、平和を守ることが第一の目的であり、経済、社会、文化、人道、人権などの伸長は平和という目的追求の手段とされていく。  
この点に聞いて、国連総会議長と国際司法裁判所判事

- (6) 川真田(前掲・注②)及ぶ Schachter(前掲書・注④)を参照。

- (7) U.N. Centre for Human Rights, *Human Rights-A Compilation of International Instruments*, 1988.

- (8) P.Alston, "The Right to Development at the International Level" in René-Jean Dupuy (ed.), *Hague Academy Colloquium* 1979; "Conjuring up New Human Rights-A Proposal for Control", *American Journal of International Law*, 78 (1984). Johan Galtung, "A Structural Theory of Imperialism", *Journal of Peace Research*, 8 (1971).

- (9) 深瀬忠一「戦争放棄と平和的生存権」(和波一九八七年)第三章第一節参照。

- (10) 深瀬(前掲⑨)第三章第一、二節。尾野安三郎「平和に生きる権利実現の基本構造」和田英雄、小林直樹、深瀬忠一、古川純編【平和憲法の創造的展開】(学陽書房一九八七年)。

- (11) U.N. Dept. of Public Information, *Notes for Speakers, 1990; Ruth Leger Sivard, World Military and Social Expenditures*, 13th edition, 1989.

- (12) 米国カーター大統領の継続および未来科学計画のト

ーンとして参画したシム・リフキンは、*Agency*（遺伝工業時代の世界觀とその文明論）一九八三年出版の中や、「第1の自然をいつぐふへ西洋的努力を捨て、人類はすべての生物を重んじ、自然と共に生していくかねばならない」と警告してくる。ベスト

冷戦期には、文化的多元社会への潮流が起り、ついで、伝統的東洋の生き方は、N.G.O.などを包含したネットワークで「よりに寄与する」とは疑ふをおかなる。J・リ

フキン著竹内均訳『ハントロジーの法則』（祥伝社一九八三年）及び、田井久和・内田義典編『多元的共生と国際ネットワーク』（有信堂、一九九一年）を参照。

ジョン・ガルブレイスは、最近雑誌・新聞等のインターネット上で、日本の戦後経済は混合経済の成功例と述べてゐるものであり、多くの国々は今後の経験から学ぶべきではないかと述べてゐる。J・K・ガルブレイス「カルチャーエconomicsを提倡する」[潮]一九九一年一月号、朝日新聞一九九一年一月二一日 経済面のインターネット等参照。

(13) 開発援助政策の将来について、Joseph C.Wheeler (Chairman, Development Assistance Committee, OECD) *Development Co-operation in the 1980s*, 1989. UNDP,

*Human Development Report 1990*. Guy Sorman, *La Nouvelle Richesse des Nations*, 1987. Graham Hancock,

*Lords of Poverty: The Power, Prestige and Corruption of the International Aid Business*, 1989. シュルツ編

(14) 國際人道問題委員会「地球・人間・生命」創刊記念ヘタナシマル記（一九八九）及び。Tatsuro Kunugi,

"Strategy of Humanitarian Assistance," *U.N. Chronicle*, May 1987; *Kampuchean Humanitarian Assistance*, 1986. 参照。

(15) U.N. Association of U.S.A., A Successor Vision: *The United Nations of Tomorrow*, 1988; J.P. Renninger (Ed.) *The Future Role of the United Nations in an Interdependent World*, 1989; Tatsuro Kunugi, "Toward a Renaissance of the United Nations," *Japan Quarterly*, January-March 1991.

(本稿は一九九〇年十一月十四日に行われた講演内容を敷衍したものである)

(久保田ひろ子・国際基督教大学教授)